

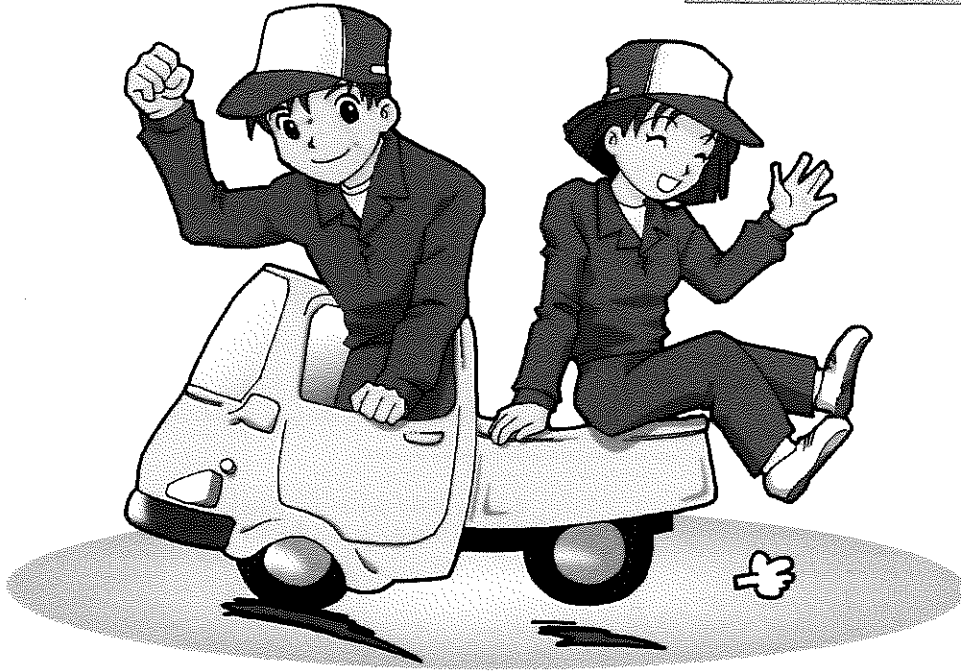
全管連

もしもの時の安心は、日頃のそなえから…

福祉共済制度

第48年次

2019年4月1日始期



特長

1. 契約は1年更新ですから、社会情勢に合わせ、1年ごとに必要な保障額をお選びいただけます。
2. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。
3. 告知書扱いですからお手続きが簡単です。
4. お手頃な共済掛金で有利な保障が得られます。
5. 掛金は、税法上の特典があります。

*法人事業所が負担した掛金は、役員分も含めて全額損金として認められます。〔法人税基本通達9-3-5〕
また、個人事業所の場合、従業員のために負担した掛金は、全額必要経費として認められます。

〔所得税個別通達直審3-7〕

*なお、当制度は組合員のみを対象とする共済です。生命保険料控除証明書については発行していません。
あらかじめお含みおきください。

全国管工事業協同組合連合会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-30-10 TEL 03(5981)8957 FAX 03(5981)8958

業務委託先：(株)ウーベル保険事務所

☎ 0120-026-005

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8F

FAX 03(3553)8553

制度の取扱い

◆加入資格および条件

1. 組合員および従業員（家族従業員を含む）で現在健康で正常に勤務または就業している方。
2. 2019年4月1日現在、満14歳以上から65歳未満の方。
但し、満60歳以上から65歳未満の方は5口（500万円）を限度とします。
更新を希望される方は75歳までとしますが、年齢により上限口数が次のとおりとなります。
 - ・満65歳以上から70歳未満の方…………… 3口（300万円）を限度とします。
 - ・満70歳以上から75歳未満の方…………… 1口（100万円）を限度とします。
3. 2口（200万円）を超えるコース（3口以上から）にご加入又は増額の方は、所定の健康状態通知書の提出が必要です。
[被共済者の同意確認について]
本制度への加入に際しては、被共済者の同意が必要です。同意確認は、被共済者の加入申込書への記名・押印により行わせていただきます。

◆共済期間

共済期間は1年で、2019年4月1日から2020年3月31日までです。なお、中途加入者につきましては効力発生日から2020年3月31日までです。以後毎年更新継続します。

◆申込締切日と効力発生日

- ・3月15日までの組合宛申込書到着分（3月25日までのウーベル保険事務所到着分）…………… 4月1日効力発生（保障開始）
 - ・以降毎月15日までの組合宛申込到着分（以降毎月25日までのウーベル保険事務所到着分）… 翌月1日効力発生（保障開始）
- ※但し、25日が土・日・祝日の場合は、前営業日までにウーベル保険事務所到着分とします。

◆掛金の払込（15日までに所属組合へお払込みください。なお全管連へは25日迄です。）

3カ月分一括払いです。

なお、新規加入時は初回掛金のみ加入月により以下の通りとなります。

加入月	払込金額
1・4・7・10月	3カ月分
2・5・8・11月	2カ月分
3・6・9・12月	1カ月分

◆脱退手続

この制度から脱退される場合は前月15日までに所属組合へご連絡ください。

異動報告書の発送は対象日の前月25日まで（上記◆申込締切日と効力発生日※参照）にウーベル保険事務所へ到着するようにしてください。

◆共済金等の請求

共済事故に該当したときは所属組合備付けの必要書類によって請求手続を行ってください。

死亡共済金（高度障害共済金）請求時の了知について

死亡共済金（高度障害共済金）受取人を被共済者の遺族以外（被共済者以外）に定めた場合には、死亡共済金（高度障害共済金）の請求に際し、被共済者の遺族（被共済者本人）の了知が必要となります。了知は、死亡共済金（高度障害共済金）請求書の了知欄への被共済者の遺族（被共済者本人）の署名・捺印により行わせていただきます。又、死亡共済金（高度障害共済金）のご請求の際に、1年分の共済掛金のうち未納分（死亡精算掛金）がある場合は、精算が必要となります。

◆配当金

この制度は毎年3月に過去1年間の給付実績に基づいて収支計算を行い、剰余金がある場合はこれを配当金として加入者に共済料負担額に応じてお支払いします。

◆制度の運営

この制度は全管連が東京都火災共済協同組合と締結した生命共済契約に基づいて運営されます。

高度障害および障害給付金 給付割合表

別表(注)「高度障害状態」とは、下表第1級のいずれか1項の状態をいいます。

等級	身体障害	給付割合	等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	第4級	23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
	第2級			8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	
第3級		12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割	第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの
	第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの			3割

注意

次の場合には免責または解除となり、共済金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。

死亡共済金、高度障害共済金について

- 被共済者が加入日から1年以内に自殺したとき
- 共済金受取人が故意または重大な過失により被共済者を死亡させたとき(または高度障害状態にさせたとき)
- 被共済者の故意または重大な過失により高度障害となったとき
- 被共済者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(または高度障害状態になったとき)
- 共済契約者または被共済者が加入申込の際、告知について故意または重大な過失により事実を告げなかったか事実でないことを告げたとき
- 契約者の故意または重大な過失
- 被共済者に対する刑の執行

(注) 増額された場合の増額部分については、上記「加入」とあるところを「増額」とよみかえてください。詳細については委託機関の約款に準じます。

災害共済金、障害給付金、入院給付金について

- 共済契約者、または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- 災害共済金・障害給付金・入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被共済者の闘争行為または犯罪行為によるとき
- 被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故によるとき
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によるとき

共済給付金請求提出書類

必要書類	主契約		特約		
	死亡共済金	高度障害共済金	災害共済金	後遺障害給付金	ケガの入院
所定の死亡診断書	○		○		
所定の障害診断書		○			
所定の後遺障害診断書				○	
所定の診断書(診療証明書)					○
事故状況報告書(受傷事情書)			○	○	○
被共済者の戸籍謄本	○	○	○	○	
受取人の印鑑証明書	○	○	○	○	○
交通事故証明書(交通事故の場合)	○	○	○	○	○

*委託機関が経営破綻に陥った場合、ご加入時にお約束した共済金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。

申込締切日

毎月15日

(ウーベル保険事務所締切日 毎月25日)

申込方法

申込書に所定事項を記入捺印の上、締切日までに所属組合へご提出ください。

(委託機関)

東京都火災共済協同組合

(元受機関)

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階
TEL 03(3542)0271(代) / FAX 03(3542)8410

全日本火災共済協同組合連合会(再共済機関)